

東大阪市税条例の一部を改正する条例制定に関する専決事項報告の件

別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和8年6月11日提出

東大阪市長 野田 義和

東大阪市税条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市税条例の一部を改正する条例を設ける必要があるので、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

東大阪市長 野田 義和

東大阪市税条例の一部を改正する条例

東大阪市税条例（昭和 42 年東大阪市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「、第 454 条第 1 項」を削り、同項第 3 号中「第 455 条第 2 項、」を削り、同項第 4 号を削り、同項第 5 号を同項第 4 号とし、同項第 6 号を同項第 5 号とし、同条第 4 項中「第 1 項第 6 号」を「第 1 項第 5 号」に改める。

第 14 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 59 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 59 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 59 条の 2 第 1 項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第59条の4を削る。

第60条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第60条の2から第60条の6までを削る。

第61条（見出しを含む。）、第62条の見出し並びに同条第1項及び第2項、第64条（見出しを含む。）並びに第65条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第66条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「第59条第3項ただし書」を「第59条第2項ただし書」に改める。

第67条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第68条第1項中「第59条第3項ただし書」を「第59条第2項ただし書」に改める。

第70条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第74条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「道路運送車両法」の次に「（昭和26年法律第185号）」を加え、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第100条中「、第60条の5」を削る。

附則第4条の2第1項中「同項第6号」を「同項第5号」に改め、同条第2項中「第7条第1項第6号」を「第7条第1項第5号」に改める。

附則第4条の2の2第1項中「第7条第1項第6号」を「第7条第1項第5号」に改める。

附則第6条の2の2の前の見出しを削り、附則第6条の2及び第6条の2の2を次のように改める。

第6条の2及び第6条の2の2 削除

附則第6条の2の3に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

附則第6条の3第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、「提出期限後において」の次に「個人の」を加え、同条第2項中「、附則第6条の2の2第1項」を削る。

附則第6条の5第3項第2号中「、附則第6条の2の2第1項」を削る。

附則第6条の7第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第6条の11第2項第2号、附則第6条の12第2項第2号、附則第6条の13第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第6条の14第2項第2号及び第5項第2号中「、附則第6条の2の2第1項」を削る。

附則第8条第2項中「第9項、第13項から第15項まで、第17項、第19項、第24項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項」を「第8項、第12項から第14項まで、第16項、第18項、第23項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項」に、「第44項」を「第43項」に改める。

附則第8条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項

中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第12項から第14項までを削り、同条第15項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第19項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第20項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項を同条第18項とし、同条第22項を同条第19項とし、同条に次の1項を加える。

20 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第8条の9及び附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規

定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第17条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の東大阪市税条例(以下「新条例」という。)

の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特

定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(東大阪市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 東大阪市税条例の一部を改正する条例(平成26年東大阪市条例第24号)の一

部を次のように改正する。

附則第 6 条中「の種別割」を削る。

東大阪市税条例新旧対照表

新	旧
<p>(延滞金)</p> <p>第7条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下この項及び第3項第1号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間（次の各号に掲げる税額については、当該各号に定める期間）については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書により納付し、又は納入書により納入しなければならない。</p> <p>(1) 法第321条の8第1項、第2項若しくは第31項、第473条第1項若しくは第2項、第599条第1項、第</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第7条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下この項及び第3項第1号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間（次の各号に掲げる税額については、当該各号に定める期間）については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書により納付し、又は納入書により納入しなければならない。</p> <p>(1) 法第321条の8第1項、第2項若しくは第31項、<u>第454条第1項</u>、第473条第1項若しくは第2項、第</p>

701条の46第1項又は第701条の47第1項に規定する申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(2) (略)

(3) 法第475条第2項、第600条第2項又は第701条の49第2項に規定する修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)・(5) (略)

2・3 (略)

4 第1項第5号に掲げる税額に係る延滞金額に係る前項の規定の適用については、同項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れ

599条第1項、第701条の46第1項又は第701条の47第1項に規定する申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(2) (略)

(3) 法第455条第2項、第475条第2項、第600条第2項又は第701条の49第2項に規定する修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 法第458条第2項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5)・(6) (略)

2・3 (略)

4 第1項第6号に掲げる税額に係る延滞金額に係る前項の規定の適用については、同項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れ

た法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が法第327条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」とする。

（所得割の課税標準）

第14条 （略）

2 （略）

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び第19条の2において「特定配当等」という。）（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

た法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が法第327条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」とする。

（所得割の課税標準）

第14条 （略）

2 （略）

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下の項及び次項並びに第19条の2において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第59条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第59条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

4～6 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第59条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第59条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能

割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(環境性能割の課税免除)

第59条の4 日本赤十字社が所有する3輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、環境性能割を課さない。

(1) 巡回診療又は患者輸送の用に供するもの

(2) 血液事業の用に供するもの

(3) 救護資材の運搬の用に供するもの

(4) その他公益のための事業の用に供するもの

(種別割の課税免除)

(軽自動車税の課税免除)

第60条 商品である軽自動車等（第65条第1項の規定によ

第60条 商品である軽自動車等（第65条第1項の規定によ

る申告がされているものを除く。) に対しては、軽自動車税を課さない。

る申告がされているものを除く。) に対しては、種別割を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第60条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第60条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの
100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの
100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの
100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第60条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第60条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同項に規定する申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同条第2項に規定する報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割の減免)

第60条の6 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第67条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環

(軽自動車税の税率)

第61条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) ~ (3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第62条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 (略)

(軽自動車税の徴収の方法)

第64条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告)

第65条 (略)

環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続

その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第61条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) ~ (3) (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第62条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 (略)

(種別割の徴収の方法)

第64条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告)

第65条 (略)

(軽自動車税の非課税の規定の適用を受ける軽自動車等の届出)

第66条 第59条第2項ただし書の規定の適用を受ける軽自動車等の所有者は、当該軽自動車等の主たる定置場が市内に所在することとなったときは、規則の定めるところによって、届書を市長に提出しなければならない。当該軽自動車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき及び届書に記載された事項について変更があったときも同様とする。

(軽自動車税の減免)

第67条 市長は、次に掲げる軽自動車等については、軽自動車税を減免する。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、規則の定めるところによって、市長に申請書を提出しなければならない。

3 第1項の規定により軽自動車税の減免を受けた者は、その

(種別割の非課税の規定の適用を受ける軽自動車等の届出)

第66条 第59条第3項ただし書の規定の適用を受ける軽自動車等の所有者は、当該軽自動車等の主たる定置場が市内に所在することとなったときは、規則の定めるところによって、届書を市長に提出しなければならない。当該軽自動車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき及び届書に記載された事項について変更があったときも同様とする。

(種別割の減免)

第67条 市長は、次に掲げる軽自動車等については、種別割を減免する。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、規則の定めるところによって、市長に申請書を提出しなければならない。

3 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、その理由

理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

4 市長は、第1項に規定するもののほか、公益上その他の理由により特に必要があると認める場合には、軽自動車税を減免することができる。

(標識の交付等)

第68条 原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等又は第59条第2項ただし書の規定の適用を受ける原動機付自転車若しくは小型特殊自動車(次条第2項、第70条及び第74条第2項において「非課税の原動機付自転車等」という。)の所有者は、第65条第1項の申告書又は第66条前段の届書を提出する際、申請書を提出して、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(標識の返納)

理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

4 市長は、第1項に規定するもののほか、公益上その他の理由により特に必要があると認める場合には、種別割を減免することができる。

(標識の交付等)

第68条 原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等又は第59条第3項ただし書の規定の適用を受ける原動機付自転車若しくは小型特殊自動車(次条第2項、第70条及び第74条第2項において「非課税の原動機付自転車等」という。)の所有者は、第65条第1項の申告書又は第66条前段の届書を提出する際、申請書を提出して、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(標識の返納)

第70条 第68条第1項の標識の交付を受けた者は、その交付を受けた後において、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなったとき又は当該非課税の原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該非課税の原動機付自転車等を所有しないこととなったとき若しくは当該非課税の原動機付自転車等に対して軽自動車税が課されることとなったときは、第65条第2項の申告書又は第66条後段の届書を提出する際、その標識を市長に返納しなければならない。ただし、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等の変更があった場合において、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が引き続いて市内に所在し、かつ、その当事者が第65条第1項の申告書及び同条第2項の申告書を同時に提出した場合においては、この限りでない。

(軽自動車税の納税証明書等の交付)

第74条 市長は、道路運送車両法(昭和26年法律第185

第70条 第68条第1項の標識の交付を受けた者は、その交付を受けた後において、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなったとき又は当該非課税の原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該非課税の原動機付自転車等を所有しないこととなったとき若しくは当該非課税の原動機付自転車等に対して種別割が課されることとなったときは、第65条第2項の申告書又は第66条後段の届書を提出する際、その標識を市長に返納しなければならない。ただし、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等の変更があった場合において、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が引き続いて市内に所在し、かつ、その当事者が第65条第1項の申告書及び同条第2項の申告書を同時に提出した場合においては、この限りでない。

(種別割の納税証明書等の交付)

第74条 市長は、道路運送車両法第62条第1項に規定する

号) 第 6 2 条第 1 項に規定する検査を申請しようとする同法第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車 (以下「検査対象軽自動車」という。) 又は 2 輪の小型自動車の所有者等が、同法第 9 7 条の 2 第 1 項の規定による書面の交付を申請した場合において、当該検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について現に軽自動車税の滞納がないとき又はその滞納していることが天災その他やむを得ない理由によるものであるときは、その旨を証する書面を当該所有者等に交付する。

2 (略)

(不申告に対する過料)

第 1 0 0 条 第 9 条、第 2 2 条第 1 項若しくは第 2 項、第 4 1 条、第 5 8 条、第 5 8 条の 2、第 5 8 条の 5、第 6 5 条、第 7 7 条の 5、第 8 9 条の 8 又は第 9 5 条の 7 から第 9 5 条の 9 までの規定により申告書を提出すべき者が、正当な理由がなく提出しなかった場合又は第 2 2 条第 7 項若しくは第 8 項の規定により申告すべき事項について正当な理由がな

検査を申請しようとする同法第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車 (以下「検査対象軽自動車」という。) 又は 2 輪の小型自動車の所有者等が、同法第 9 7 条の 2 第 1 項の規定による書面の交付を申請した場合において、当該検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について現に種別割の滞納がないとき又はその滞納していることが天災その他やむを得ない理由によるものであるときは、その旨を証する書面を当該所有者等に交付する。

2 (略)

(不申告に対する過料)

第 1 0 0 条 第 9 条、第 2 2 条第 1 項若しくは第 2 項、第 4 1 条、第 5 8 条、第 5 8 条の 2、第 5 8 条の 5、第 6 0 条の 5、第 6 5 条、第 7 7 条の 5、第 8 9 条の 8 又は第 9 5 条の 7 から第 9 5 条の 9 までの規定により申告書を提出すべき者が、正当な理由がなく提出しなかった場合又は第 2 2 条第 7 項若しくは第 8 項の規定により申告すべき事項について正

くて申告をしなかった場合には、その者に対し、
100,000円以下の過料を科することができる。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第4条の2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金（同項第5号に掲げる税額に係る延滞金を除く。）の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合に

当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、
100,000円以下の過料を科することができる。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第4条の2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金（同項第6号に掲げる税額に係る延滞金を除く。）の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合に

は、年 7. 3 パーセントの割合) とする。

2 当分の間、第 7 条第 1 項第 5 号に規定する延滞金の年 7. 3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年 0. 5 パーセントの割合を加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第 4 条の 2 の 2 当分の間、日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 1 5 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5. 5 パーセントを超えて定められる日からその後年 5. 5 パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第 2 項の規定により 第 7 条第 1 項第 5 号に規定する延滞金の割合を前条第 2 項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第 7 5 条の 2 第 1 項（同法第 1 4 4 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定によ

は、年 7. 3 パーセントの割合) とする。

2 当分の間、第 7 条第 1 項第 6 号に規定する延滞金の年 7. 3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年 0. 5 パーセントの割合を加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第 4 条の 2 の 2 当分の間、日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 1 5 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5. 5 パーセントを超えて定められる日からその後年 5. 5 パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第 2 項の規定により 第 7 条第 1 項第 6 号に規定する延滞金の割合を前条第 2 項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第 7 5 条の 2 第 1 項（同法第 1 4 4 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定によ

り延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第7条第1項第5号の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る同項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

り延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第7条第1項第6号の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る同項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

第6条の2及び第6条の2の2 削除

第6条の2 削除

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の2の2 平成20年度から平成28年度までの各年

度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の
所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の
2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定す
る居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年
から平成18年までの各年である場合に限る。))においては、
法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべ
き額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除
額」という。))を、当該納税義務者の第16条及び第17条
の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第19条及び第

19条の2第1項の規定の適用については、第19条中「第
16条から第17条の2まで」とあるのは「第16条から第
17条の2まで及び附則第6条の2の2第1項」と、同項中
「第16条から第17条の2まで及び前条」とあるのは「第

16条から第17条の2まで、前条及び附則第6条の2の2第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、別に定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第6条の2の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定す

第6条の2の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成

る居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。) には、法附則第5条の4第5項 (同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第16条及び第17条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条の3 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第22条第1項の規定による申告書(その提出期限後において個人の市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第23条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある

18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。) において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項 (同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第16条及び第17条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条の3 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第22条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第23条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が

と市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額として施行令附則第5条第2項に定める額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第22条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第14条から第17条の2まで、第19条並びに附則第6条第1項、附則第6条の2の3第1項及び附則第6条の2の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第6条の5 (略)

2 (略)

認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額として施行令附則第5条第2項に定める額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第22条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第14条から第17条の2まで、第19条並びに附則第6条第1項、附則第6条の2の2第1項、附則第6条の2の3第1項及び附則第6条の2の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第6条の5 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第17条、第17条の2、第19条、第19条の2第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の2の3第1項の規定の適用については、第17条及び第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第17条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条の5第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び附則第6条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び附則第6条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第19条の2第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の2の3第1項中「所得割の額」あるのは「所得割の額並びに附則第6条の5第1項の

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第17条、第17条の2、第19条、第19条の2第1項、附則第6条第1項、附則第6条の2の2第1項及び附則第6条の2の3第1項の規定の適用については、第17条及び第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第17条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条の5第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び附則第6条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び附則第6条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第19条の2第1項、附則第6条第1項、附則第6条の2の2第1項及び附則第6条の2の3第1項中「所得割の額」

規定による市民税の所得割の額」とする。

(3) ~ (5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第6条の7 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得（附則第6条の9の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げ

とあるのは「所得割の額並びに附則第6条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3) ~ (5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第6条の7 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得（附則第6条の9の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げ

げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

る場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)

第6条の11 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第17条、第17条の2、第19条、第19条の2第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の2の3第1項の規定の適用については、第17条及び第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条の11第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第17条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条の11第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び附則第6条の11第1項の規定による市民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び附則第6条の11第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第19条の2第1項、

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)

第6条の11 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第17条、第17条の2、第19条、第19条の2第1項、附則第6条第1項、附則第6条の2の2第1項及び附則第6条の2の3第1項の規定の適用については、第17条及び第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条の11第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第17条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条の11第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び附則第6条の11第1項の規定による市民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び附則第6条の11第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、

附則第6条第1項及び附則第6条の2の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条の11第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第6条の12 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第17条、第17条の2、第19条、第19条の2第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の2の3第1項の規定の適用については、第17条及び第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条の12第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第17条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並び

と、第19条の2第1項、附則第6条第1項、附則第6条の2の2第1項及び附則第6条の2の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条の11第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第6条の12 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第17条、第17条の2、第19条、第19条の2第1項、附則第6条第1項、附則第6条の2の2第1項及び附則第6条の2の3第1項の規定の適用については、第17条及び第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条の12第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第17条の2第1項中「山林所得金額」

に附則第6条の12第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び附則第6条の12第1項の規定による市民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び附則第6条の12第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第19条の2第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の2の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条の12第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第6条の13 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条の12第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び附則第6条の12第1項の規定による市民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び附則第6条の12第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第19条の2第1項、附則第6条の2の2第1項及び附則第6条の2の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条の12第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第6条の13 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第17条、第17条の2、第19条及び第19条の2第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の2の3第1項の規定の適用については、第17条及び第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条の13第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第17条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条の13第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び附則第6条の13第1項の規定による市民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び附則第6条の13第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第19条の2第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の2の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条の13第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3) ～ (5) (略)

(2) 第17条、第17条の2、第19条及び第19条の2第1項並びに附則第6条第1項、第6条の2の2第1項及び第6条の2の3第1項の規定の適用については、第17条及び第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条の13第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第17条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条の13第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び附則第6条の13第1項の規定による市民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び附則第6条の13第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第19条の2第1項並びに附則第6条第1項、第6条の2の2第1項及び第6条の2の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条の13第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3) ～ (5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第17条、第17条の2、第19条及び第19条の2第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の2の3第1項の規定の適用については、第17条及び第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条の13第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第17条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条の13第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び附則第6条の13第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び附則第6条の13第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第19条の2第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の2の3第1項中「所得

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第17条、第17条の2、第19条及び第19条の2第1項並びに附則第6条第1項、第6条の2の2第1項及び第6条の2の3第1項の規定の適用については、第17条及び第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条の13第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第17条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条の13第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び附則第6条の13第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び附則第6条の13第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第19条の2第1項並びに附則第6条第1項、第

割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条の13第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第6条の14 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第17条、第17条の2、第19条、第19条の2第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の2の3第1項の規定の適用については、第17条及び第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条の14第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第17条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条の14第1項に規定する条約適用利子等の

6条の2の2第1項及び第6条の2の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条の13第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第6条の14 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第17条、第17条の2、第19条、第19条の2第1項、附則第6条第1項、附則第6条の2の2第1項及び附則第6条の2の3第1項の規定の適用については、第17条及び第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条の14第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第17条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条の14第1項に

額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び附則第6条の14第1項の規定による市民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び附則第6条の14第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第19条の2第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の2の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条の14第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第17条、第17条の2、第19条、第19条の2第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の2の3第1項の規定の適用については、第17条及び第19条中「所得

規定する条約適用利子等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び附則第6条の14第1項の規定による市民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び附則第6条の14第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第19条の2第1項、附則第6条第1項、附則第6条の2の2第1項及び附則第6条の2の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条の14第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第17条、第17条の2、第19条、第19条の2第1項、附則第6条第1項、附則第6条の2の2第1項及び附則第6条の2の3第1項の規定の適用については、第

割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条の14第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第17条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条の14第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び附則第6条の14第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び附則第6条の14第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第19条の2第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の2の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条の14第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) (略)

6 (略)

(固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例)

17条及び第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条の14第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第17条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条の14第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び附則第6条の14第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び附則第6条の14第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第19条の2第1項、附則第6条第1項、附則第6条の2の2第1項及び附則第6条の2の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条の14第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) (略)

6 (略)

(固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例)

第 8 条 (略)

2 法附則第 1 5 条第 1 項、第 8 項、第 1 2 項から第 1 4 項まで、第 1 6 項、第 1 8 項、第 2 3 項、第 3 0 項から第 3 2 項まで、第 3 5 項、第 3 6 項、第 4 0 項若しくは第 4 3 項、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 9 6 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは、「若しくは第 3 3 項又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。

(法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 8 条の 2 (略)

2 (略)

3 法附則第 1 5 条第 1 3 項に規定する条例で定める割合は、5 分の 3 (都市再生特別措置法 (平成 1 4 年法律第 2 2 号) 第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 1 5 条第 1 3 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1) とする。

4 法附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号イに掲げる設備について

第 8 条 (略)

2 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 5 項まで、第 1 7 項、第 1 9 項、第 2 4 項、第 3 1 項から第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 9 6 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは、「若しくは第 3 3 項又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。

(法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 8 条の 2 (略)

2 (略)

3 法附則第 1 5 条第 1 4 項に規定する条例で定める割合は、5 分の 3 (都市再生特別措置法 (平成 1 4 年法律第 2 2 号) 第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 1 5 条第 1 4 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1) とする。

4 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号イに掲げる設備について

同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号ロに掲げる設備について

同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第1号ハに掲げる設備について

同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第1号ニに掲げる設備について

同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第24項第2号に掲げる設備について同

号に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

9 法附則第15条第24項第3号イに掲げる設備について

同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第24項第3号ロに掲げる設備につい

て同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第24項第4号に掲げる設備について

同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第25項第1号ロに掲げる設備について

同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第25項第1号ハに掲げる設備について

同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第25項第1号ニに掲げる設備について

同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第25項第2号に掲げる設備について同

号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

9 法附則第15条第25項第3号イに掲げる設備について

同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号ロに掲げる設備につい

て同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第25項第3号ハに掲げる設備につい

て同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

12 法附則第15条第25項第4号イに掲げる設備につい

て同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 2 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 3 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 4 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 5 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 6 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

1 7 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

1 8・1 9 (略)

1 3 法附則第15条第25項第4号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 4 法附則第15条第25項第4号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 5 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 6 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 7 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 8 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 9 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 0 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

2 1・2 2 (略)

20 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める

割合は、3分の1とする。

(利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設
に対する固定資産税及び都市計画税の減額)

第8条の9 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公
演施設に対して課する固定資産税又は都市計画税について
は、同項の規定の適用がある各年度分の固定資産税又は都市
計画税に限り、同項に定める額を、当該改修実演芸術公演施
設に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額する。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

第15条の2 市長は、当分の間、第59条の4の規定にかか
わらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を課さない自動
車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車
に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当
分の間、第1章の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の

環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 大阪府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 大阪府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第60条の5第1項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大

臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 市長は、当分の間、第60条の6の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動

車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車
に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第60条の5の規定による申告納付について
は、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」
とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課
徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、
法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収
取扱費として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第60
条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に
掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第61条の規定の適用については、当分の間、同条第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
第3号	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第60条の3(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第61条の規定の適用については、当分の間、同条第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第61条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第61条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるの

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第61条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第61条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年

は「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第17条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定す

度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第61条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第17条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2

る国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第62条第2項に規定する納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第65条、第66条及び第100条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合

第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第62条第2項に規定する納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第65条、第66条及び第100条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の

を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

東大阪市税条例の一部を改正する条例（平成26年東大阪市条例第24号）新旧対照表（附則第5条関係）

新	旧
<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る東大阪市税条例第61条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="217 826 1066 911" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div>	<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る東大阪市税条例第61条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="1169 826 2018 911" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div>